

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 5 年 5 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和5年5月25日(木) 午後2時00分から2時27分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 若山晋
	四	委員 関根桂子	五	委員 森田高正		
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会5月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会4月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会4月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会4月定例会の議事録は、承認する。</p>					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の若山委員に願います。					
4 議事の取扱い	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件である。 なお、本日の報告事項については、全て公開案件である。					
5 報告事項(公開案件)	神子教育長： 教委報告第39号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。					
(1) 教委報告第39号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第39号)</p> <p>神子教育長： 教委報告第39号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： 橋爪菜月声楽リサイタルの申請書について、上部組織の加入の有無について、有り無し両方に印が付いているが、どう</p>					

	<p>いうことか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 申請者の方が、自団体に加入することをもって上部組織の加入しているものと勘違いをして、有りに印を付けたもの。 本申請書の様式としては、県等の団体に加入しているかについて確認するものであり、本申請としては、無しとなる。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第39号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第39号については、了承とする。</p> <p>(2) 教委報告第40号「令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第40号「令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委報告第40号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第40号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第40号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第40号については、了承とする。</p> <p>6 その他</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>神子教育長： (令和5年北本市議会臨時会の案件について)</p> <p>学校教育課： (小学校教科書採択に関する勉強会について)</p> <p>学校教育課： (教育委員による学校訪問について)</p> <p>久保田委員： (児童生徒のヘルメット着用について)</p>
--	---

7 閉会の宣言	神子教育長： (学校でのマスクの着用について) 神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会5月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。  令和5年6月29日 教育長 神子 修一 署名委員 若山 晋 書記 落合 元

